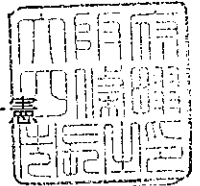


暇ま生第253号

平成25年5月7日

大阪府知事 松井 一郎 様

四條暇市長 土井 一憲



東部大阪都市計画ごみ焼却場四條暇市交野市ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について（回答）

平成25年2月1日付け環保第2384号にて照会のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の内容に対する意見は次のとおりです。

1. 全般的事項

○周辺地域に居住する住民に対しては、工事の実施及び施設の供用に際して十分意見交換を行う場を設け、積極的な情報公開を行うなど、合意を図りながら安心・安全な施設づくりに努めること。

2. その他個別事項

○大気については、周辺地域の地形や気象状況等の影響を考慮して予測されているが、予測の前提となった対策や措置を確実に実施するとともに、事後調査を詳細に実施し、供用開始後の現状把握に努めること。

また、事後調査にあたっては、事前に環境部局と協議されたい。

○土壌調査で基準値を超える汚染物質が6種類検出されているが、工事期間中の掘削によりこれらの汚染物質を含む汚濁水や地下水が敷地外に流出しないよう十分な対策を講じること。

○土壌汚染対策として行う覆土等の対策については、大阪府等の関係機関と綿密に協議を行い、覆土の流出を防ぐ措置など適切な対策を講じること。また、人が立ち入る可能性のある場所については重点的に対策を講じること。

○敷地内の緑化にあたっては、在来種による景観や生態系に配慮すること。